

青森県報

第三千九百十五号

平成二十六年
十月三十一日
(金曜日)

目次

告 示

准看護師試験の施行	……………	(医療業務課)	…
道路の供用の開始	……………	(道路課)	…
証紙売りさばき人の名称の変更	……………	(会計管理課)	…
公 告	……………		
争議行為の通知の公表	……………	(労政・能力 開発課)	…
県有財産の売却に係る一般競争入札	……………	(漁港・漁場 整備課)	…
建設業者の許可の取消し	……………	(中・南地 域民局)	…
右 同	……………	(同)	…

告 示

青森県告示第七百六十六号

平成二十七年准看護師試験を次のとおり施行するので、保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)第十九条の規定により告示する。

平成二十六年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成二十七年二月九日(月)

2 場所 青森市大字横内字神田一二一

青森中央学院大学

二 受験願書受付期間

平成二十六年十二月八日(月)から同月十二日(金)まで。ただし、郵送する場合は、同月十二日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健給室、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ(電話〇一七 七三四 九二九二)に問い合わせること。

青森県告示第七百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年十一月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
国道一〇一号	五所川原市大字太刀打字柳川三二九の一からつがる市柏稲盛岡本九七の一まで	平成二六・二・三

青森県告示第七百六十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十六年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

五所川原市字布屋町一九の一六
株式会社桑田

二 変更内容

- 1 変更前の名称
有限会社オフィス桑田
- 2 変更後の名称
株式会社桑田

公 告

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目一の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本陽子から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十六年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

医療・福祉労働者の大幅増員、賃金と雇用の確保等

二 争議行為をなす日時

平成二十六年十一月六日午前零時より妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独又は、併用して行う。

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十六年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積 (平方メートル)
八戸市大字湊町字大沢三五の一	宅 地	一、三三二・七七

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所並びに入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課

八戸市大字河原木字北沼一の一三三八地域農林局みなと分庁舎三階

青森県三八地域農林局地域農林水産部三八地方漁港漁場整備事務所

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課

2 入札日時

平成二十六年十一月十一日 午前九時から

平成二十六年十一月十八日 午後五時まで(必着)

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁 西棟七階C会議室

4 開札日時

平成二十六年十一月二十日 午前十時から

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行つので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 対馬組

二 氏名 対馬 ハツ工

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡藤崎町大字福館字稲村六一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第七〇八三号

五 取消年月日 平成二十六年十月六日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十六年八月十七日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社弘前セキノ興産

二 代表者の氏名 関野 光俊

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字神田二丁目の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一七二五二号

五 取消年月日 平成二十六年十月九日

六 取消しに係る建設業の許可

屋根工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十六年八月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭